

## 山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の起業又は事業承継（以下「起業等」という。）を支援するとともに、本市への定住及び地域の活性化を図ることを目的として予算の範囲内で行う山口市地域おこし協力隊起業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊員 山口市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、山口市地域おこし協力隊に任用されている者又は任用されたことがある者をいう。
- (2) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 事業を営んでいない者が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの
  - イ 事業を営んでいない者が新たに法人を設立(商業登記法(昭和38年法律第125号)に定める設立の登記をいう。)し、事業を開始するもの
  - ウ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの
- (3) 事業承継 次の全てに該当する場合をいう。
  - ア 事業の経営基盤として、経営権、資産及び知的資産を引き継ぎ、その独自の視点で事業及び資源の再価値化と再活性化を目指すもの
  - イ 引き継ぐ事業について所得税法第229条に規定する開業の届出が既になされていること。
- (4) 任期終了の日 山口市地域おこし協力隊として1年以上の任用期間があり、かつ、活動完了と認められる見込日又は活動完了日をいう。

(補助対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に住民登録があり、かつ、任期2年目から任期終了後3年以内（以下「申請可能期間」という。）に市内で起業等をしようとする隊員であることとし、補助対象となるのは、対象者1人について1回の申請に限るものとする。ただし、本補助金の交付を受けた後に、本要綱第6条第1項別表1の②に該当する場合に限り、申請可能期間内に2回を限度として申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市内に現に居住していない者
- (2) 任期終了の日から3年以内に本市から転出する予定のある者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

- (5) 市税等について滞納がある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業を行う者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 補助対象者が起業等をする事業であること。
- (2) 事業の本拠を本市におくものであること。
- (3) 事業内容が本市の活性化に資するものであること。
- (4) 第7条に定める申請を行った日の属する年度内に起業等をし、かつ、第11条に定める期日までに実績報告書を提出することが可能な事業であること。
- (5) 市の他の補助金を受けていない事業であること。

2 前項各号に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的とする事業
- (2) 反社会的勢力に寄与する事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- (4) フランチャイズ店（他の法人等が所有する特定の商標、称号その他の営業の象徴となる標識を使用し、その対価として当該法人等に対し金銭を支払うことにより事業を行う店舗をいう。）、支店その他他者の事業に従属する事業として起業するもの
- (5) 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- (6) その他市長が適当でないと認める事業  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る起業等に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) 経営改善に向けた専門人材の活用に要する経費
- (7) 新商品開発、新技術導入等による付加価値向上に要する経費
- (8) 従業員の育成・能力開発に要する経費
- (9) 営業許可、免許取得等に要する経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、補助金の額が10万円未満となる場合は補助金を交付しない。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ山口市地域おこし協力隊起業支援補助金変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額が増額となる変更をしようとするとき。ただし、当初の申請において、補助上限額で第8条の規定による交付決定を受けている場合を除く。
- (2) 補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- (5) 補助対象事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業等の遂行が困難となったとき。

(補助金の変更決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の変更交付を決定し、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、申請可能期間の終期、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助対象事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 補助金は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 3 交付決定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金請求書（概算）（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

5 第2項ただし書により補助金が超過して交付されたときは、交付決定者は、事業完了後、その超える部分の額の補助金を直ちに市長に返還しなければならない。

(財産の処分の承認)

第13条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が一台につき50万円以上の機械及び器具(補助金の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。

(1) 交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(交付決定者の責務)

第16条 交付決定者は、当該補助対象事業に係る費用の収支を明らかにした帳簿及び関係書類を調製し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

2 市長は、起業等後の事業状況に応じて必要と認められる場合は、交付決定者に事業実施状況の報告を求めることができる。その場合、交付決定者は速やかに事業内容を報告しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 15 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和 3 年度の補助対象者については、第 3 条第 1 項第 2 号中「任期終了の日から 1 年以内」とあるのは「任期終了の日から 2 年以内」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 4 年度の補助対象者については、第 3 条第 1 項第 2 号中「任期終了の日から 1 年以内」とあるのは「任期終了の日から 2 年以内」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

要件	補助上限	補助率
① 個人で起業する場合	150万円	2/3
② ①の交付を受けた後に、新規に雇用した場合	①に加えて100万円 (合計250万円)	
③ 雇用を伴う起業の場合	250万円	
④ 雇用数を維持した事業承継の場合		

※②、③の場合の雇用とは、常勤換算（1人1日8時間）で1人以上、有期の場合は1年以上の雇用をいう。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）山口市長

申請者 住所  
氏名 (※)  
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
電話番号

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書

地域おこし協力隊起業支援補助金の交付を受けたいので、下記のとおり、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 添付書類
  - (1) 事業計画書（様式1-1）
  - (2) 収支予算書（様式1-2）
  - (3) 滞納の無いことの証明書
  - (4) 雇用内容を確認できるもの（該当の場合）
  - (5) その他市長が必要と認める書類



## 収支予算書

## (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	内訳
市補助金		
自己負担金		
合計		

## (2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	内訳
(1)設備費、備品費、土地・建物 賃借費		
(2)法人登記に関する経費		
(3)知的財産登録に要する経費		
(4)マーケティングに要する経費		
(5)技術指導受入に要する経費		
(6)経営改善に向けた専門人材の 活用に要する経費		
(7)新商品開発、新技術導入等 による付加価値向上に要する経費		
(8)従業員の育成・能力開発に要 する経費		
(9)営業許可、免許取得等に要す る経費		
合計		

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

< 宛名 >

山口市長

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました山口市地域おこし協力隊起業支援補助金について、下記のとおり決定しましたので、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

補助金交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助金の交付要件

- 1 補助金は、目的以外に使用してはならない。
- 2 事業完了後、速やかに実績報告書に関係書類を添えて提出しなければならない。
- 3 山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第 14 条の規定により、交付要件から外れたときや不正な手段により補助金を受けたとき等の場合には、補助金の交付を取り消し、また、補助金交付後の場合、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 4 補助事業を変更、中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

(宛先)山口市長

申請者 住所

氏名

(※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のありました山口市地域おこし協力隊起業支援補助金について、下記のとおり変更したいので、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 補助金変更申請額

既交付決定額 円

変更交付申請額 円

差引増減額 円

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書(様式3-1)
- (2) 変更収支予算書(様式3-2)
- (3) 雇用の内容を確認できるもの(該当の場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類



## 変更収支予算書

## (1) 収入

(単位：円)

区分	当初予算額	変更後予算額	内訳
市補助金			
自己負担金			
合計			

## (2) 支出

(単位：円)

区分	当初予算額	変更後予算額	内訳
(1)設備費、備品費、土地・建物 賃借費			
(2)法人登記に関する経費			
(3)知的財産登録に要する経費			
(4)マーケティングに要する経費			
(5)技術指導受入に要する経費			
(6)経営改善に向けた専門人材の 活用に要する経費			
(7)新商品開発、新技術導入等 による付加価値向上に要する経費			
(8)従業員の育成、能力開発に要 する経費			
(9)営業許可、免許取得等に要す る経費			
合計			

<宛名>

山口市長

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました山口市地域おこし協力隊起業支援補助金の変更について、下記のとおり決定しましたので、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

補助金の交付要件

- 1 補助金は、目的以外に使用してはならない。
- 2 事業完了後、速やかに実績報告書に係る書類を添えて提出しなければならない。
- 3 山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第14条の規定により、交付要件から外れたときや不正な手段により補助金を受けたとき等の場合には、補助金の交付を取り消し、また、補助金交付後の場合、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- 4 補助事業を変更、中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）山口市長

申請者 住所

氏名

（※）

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のありました山口市地域おこし協力隊起業支援補助金の実績について、下記のとおり、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業の実施期間

2 補助金交付決定通知額 円

3 補助対象事業の対象経費の精算額 円

4 添付書類

(1) 事業実績書（様式5-1）

(2) 収支決算書（様式5-2）

(3) 精算金額が確認できる領収書（写し）

(4) その他市長が必要と認める書類



## 収支決算書

## (1) 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	内訳
市補助金			
自己負担金			
合計			

## (2) 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	内訳
(1)設備費、備品費、土地・建物 賃借費			
(2)法人登記に関する経費			
(3)知的財産登録に要する経費			
(4)マーケティングに要する経費			
(5)技術指導受入に要する経費			
(6)経営改善に向けた専門人材の 活用に要する経費			
(7)新商品開発、新技術導入等 による付加価値向上に要する経費			
(8)従業員の育成・能力開発に要 する経費			
(9)営業許可、免許取得等に要す る経費			
合計			

様式第 6 号（第 12 条関係）

第 号  
年 月 日

< 宛名 >

山口市長

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました山口市地域おこし協力隊起業支援補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

（宛先）山口市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

山口市地域おこし協力隊起業支援補助金請求書（概算）

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました山口市地域おこし協力隊起業支援補助金について、山口市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

精算払・概算払の別	
交付決定額	円
確定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 振込先

金融機関名	
店舗名	
預金種目	普通 当座
口座番号	
口座名義	ふりがな.....